

Bi-Weekly Newsletter

May 08, 2019 | ISSUE 20

I. 統計資料

02

- 直近5カ年の外国法人の法人税申告現況

II. 産業ニュース

02

- サムスン電子、2030年までシステム半導体に133兆ウォン投資予定

III. 最新事例・判例

03

- 法人税法上の外国法人の国内源泉徴収関連(企画財政部国際租税制度課-77,2019.2.25.)
- 内国法人の有償減資により株主の分割新設法人に発生するみなし配当所得を計算する際の、該当内国法人株式の取得価額算定方法

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジヨン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



I. 直近5カ年の外国法人の法人税申告現況

- 国税庁国税統計(<https://stats.nts.go.kr/>)

主な内容

- 法人税定期申告を行った外国法人数は2007年以後、一定範囲内で増加している。
 - 1,601社(‘13年) → 1,726社(‘17年)
- 外国法人が申告した法人税申告税額は、全般的に一定範囲内で増減を繰り返している。
 - 9,516億ウォン(‘13年) → 10,102億ウォン(‘17年)
 - なお、2017年申告税額は10,102億ウォンで、2016年比3,902億ウォン増加した。

	2013	2014	2015	2016	2017
法人数	1,601	1,627	1,624	1,687	1,726
前年比(%)	5.8	1.6	-0.1	3.8	2.3
税額	9,516	4,582	4,919	6,200	10,102
前年比(%)	23.7	-51.8	7.3	26	63

II. サムスン電子、2030年までシステム半導体に133兆ウォン投資予定

- サムスンNewsroom報道資料(<https://news.samsung.com/kr/>)

- 2019年4月24日付のサムスンの報道資料によると、サムスン電子は2030年までに、システム半導体分野研究開発および生産施設の拡充に133兆ウォンを投資して、専任者1万5千人を採用する予定
- これはサムスン電子が2030年までにメモリー半導体だけでなく、システム半導体分野でもグローバル1位を獲得するという「半導体ビジョン2030」を達成するためである
- サムスン電子のこのような計画が実行されれば、2030年まで年平均11兆ウォンのR&Dおよび設備投資が執行され、生産量が増加するに連れ42万人の間接雇用誘発効果が発生すると予想される
- サムスン電子はまた、システム半導体インフラと技術力をfabless(工場を持たない)半導体設計専門業者、デザインハウス(設計サービス企業)などに共有して、国内システム半導体の競争力を強化する方針である
- 国内の中小fabless顧客が開発期間を短縮しながら製品競争力を強化できるよう、インターフェースIP、アナログIP、セキュリティIPなどサムスン電子が開発したIP(Intellectual Property、設計資産)を用いて積極的に支援することを明らかにした
- サムスン電子のこのような投資計画により、韓国がシステム半導体分野において専門性を維持できるかどうか、継続して関心を持つ必要がある。

1. 事実関係

- オランダ法人Aは内国法人甲を立ち上げた後、人的分割してオランダ法人Bを新設して、甲法人の株式をB法人にA法人の帳簿価額で移転する。
- それ以降、甲法人の有償減資を通じてB法人にみなし配当所得(減資の対価 - 当該株式の取得価額)が発生

2. 質問内容

- 内国法人の有償減資により株主である分割新設法人に発生するみなし配当所得を計算する時の、該当内国法人株式の取得価額の算定方法
- 同みなし配当所得を計算する際、株式の取得価額がA法人の最初の取得価額か、それとも分割当時の時価か

3. 回答内容

- 国内事業場を有さないオランダ法人が人的分割され、既に保有したオランダの株式が国内事業場のないオランダ分割新設法人に帳簿価額で移転された場合には、「韓国政府とオランダ政府間の所得に対する租税の二重課税回避と脱税防止のための協約」第10条、「法人税法」第93条第2号および「所得税法」第17条第2項第1号により、分割以後に内国法人の有償減資によって株主である分割新設法人に発生するみなし配当所得を計算する際の当該内国法人株式の取得価額は、その帳簿価額とする。

4. 関連法令など

- 法人税法第93条(外国法人の国内源泉所得)第2号
- 法人税法第92条(国内源泉所得金額の計算)第2項
- 所得税法第17条(配当所得)第1項第3号および第2項第1号

5. 従来解釈との比較

- 従来企画財政部解釈(財国租46017-30,2000.2.23.)では、外国法人が内国法人の株式を贈与により取得して時価で引き受けた場合、それ以後に当該株式に対するみなし配当所得を計算する時、株式の取得価額も贈与当時の時価を適用するように回答していた。
- 本質疑回答では、A法人の株式は分割当時、B法人に帳簿価額で移転されており、それ以後の減資時にも一貫して取得価額で適用することが合理的であると判断し、B法人の取得価額も帳簿価額で算定することが妥当だと判断したものである。